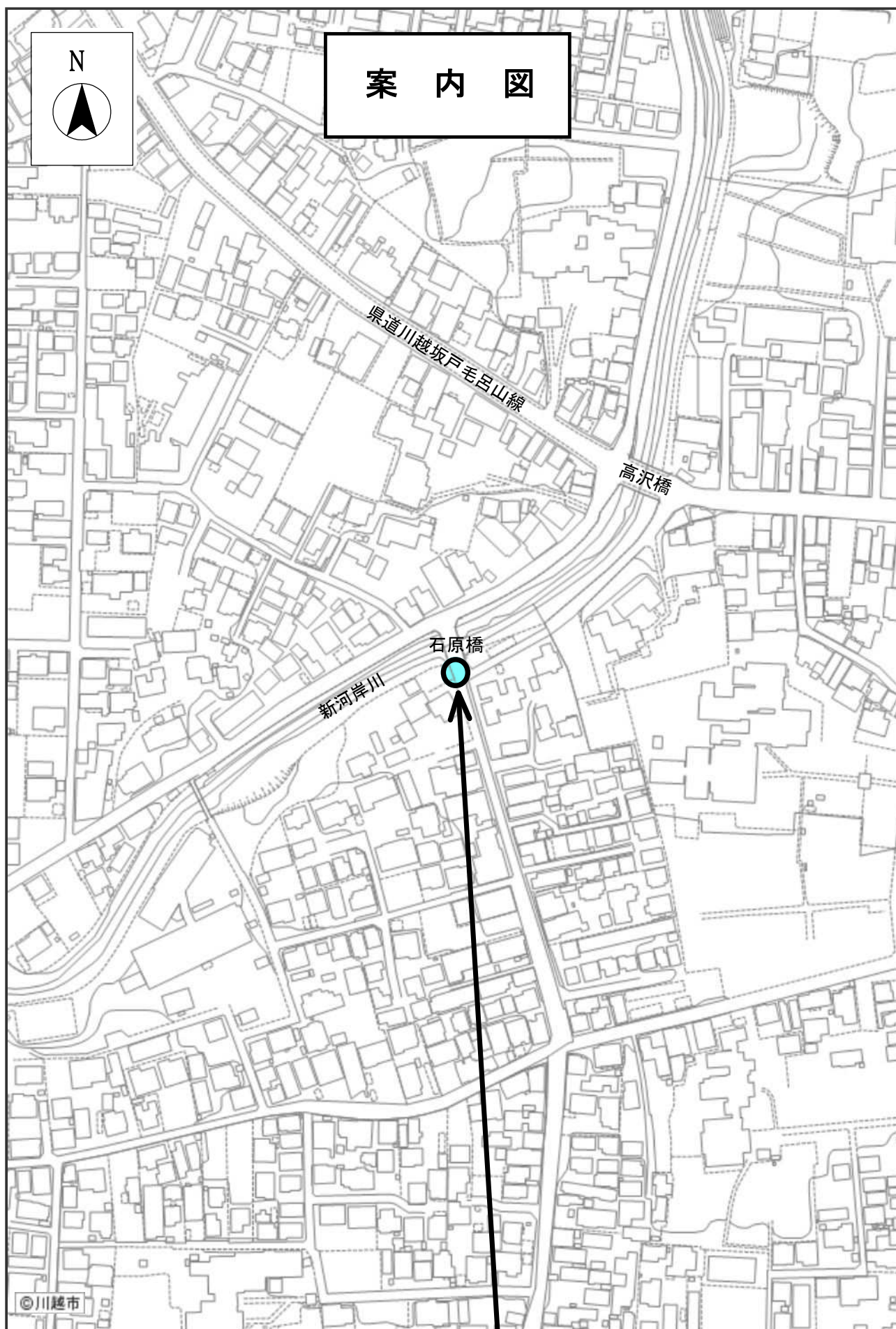
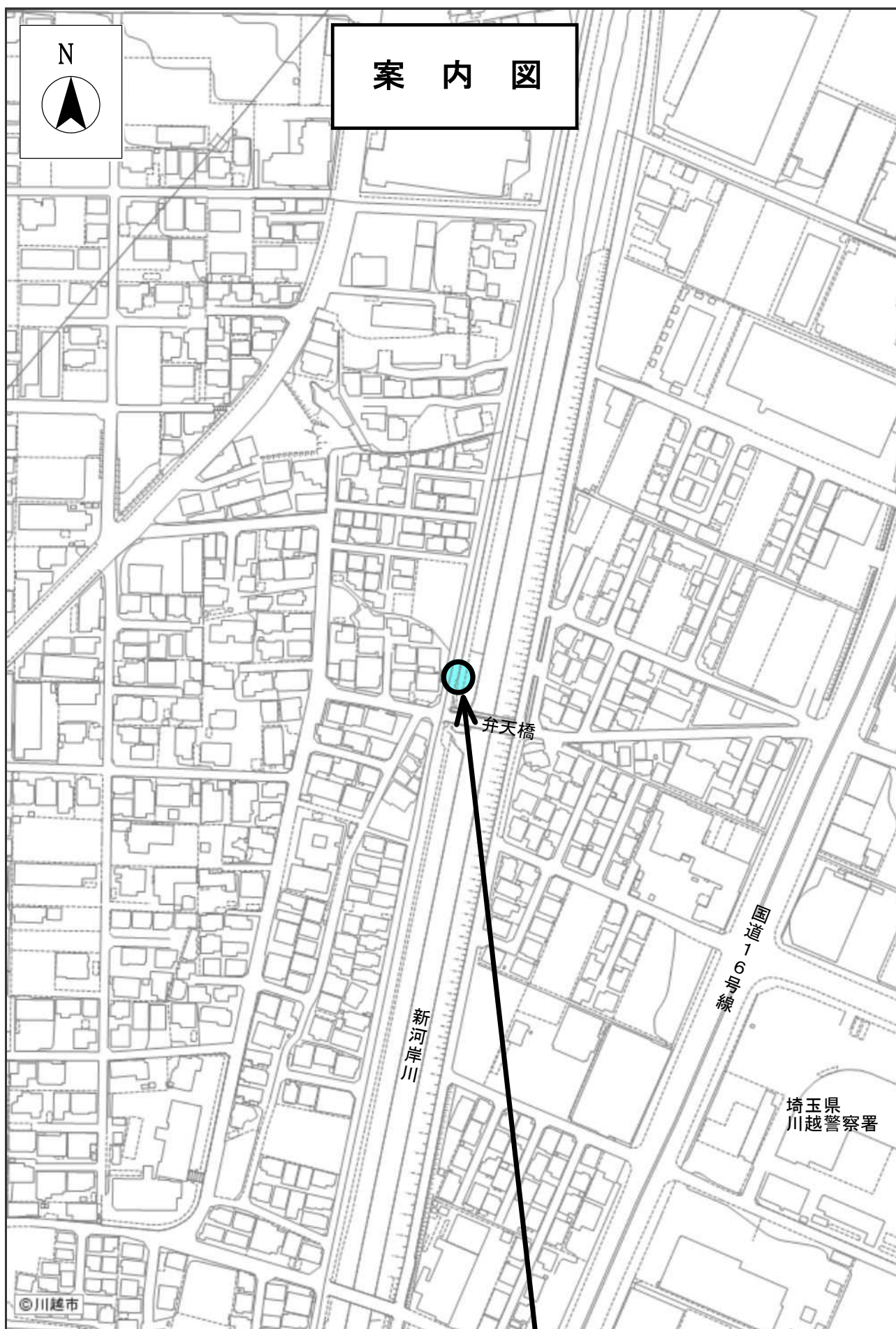


令和 7 年度 仕 様 書

委 託 名	ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託(単価契約)
委 託 場 所	川越市内
委 託 大 要	委託大要 汚泥清掃 一式(単価契約) 予定数量:100m ³ 程度(1. 1t/m ³) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日 まで

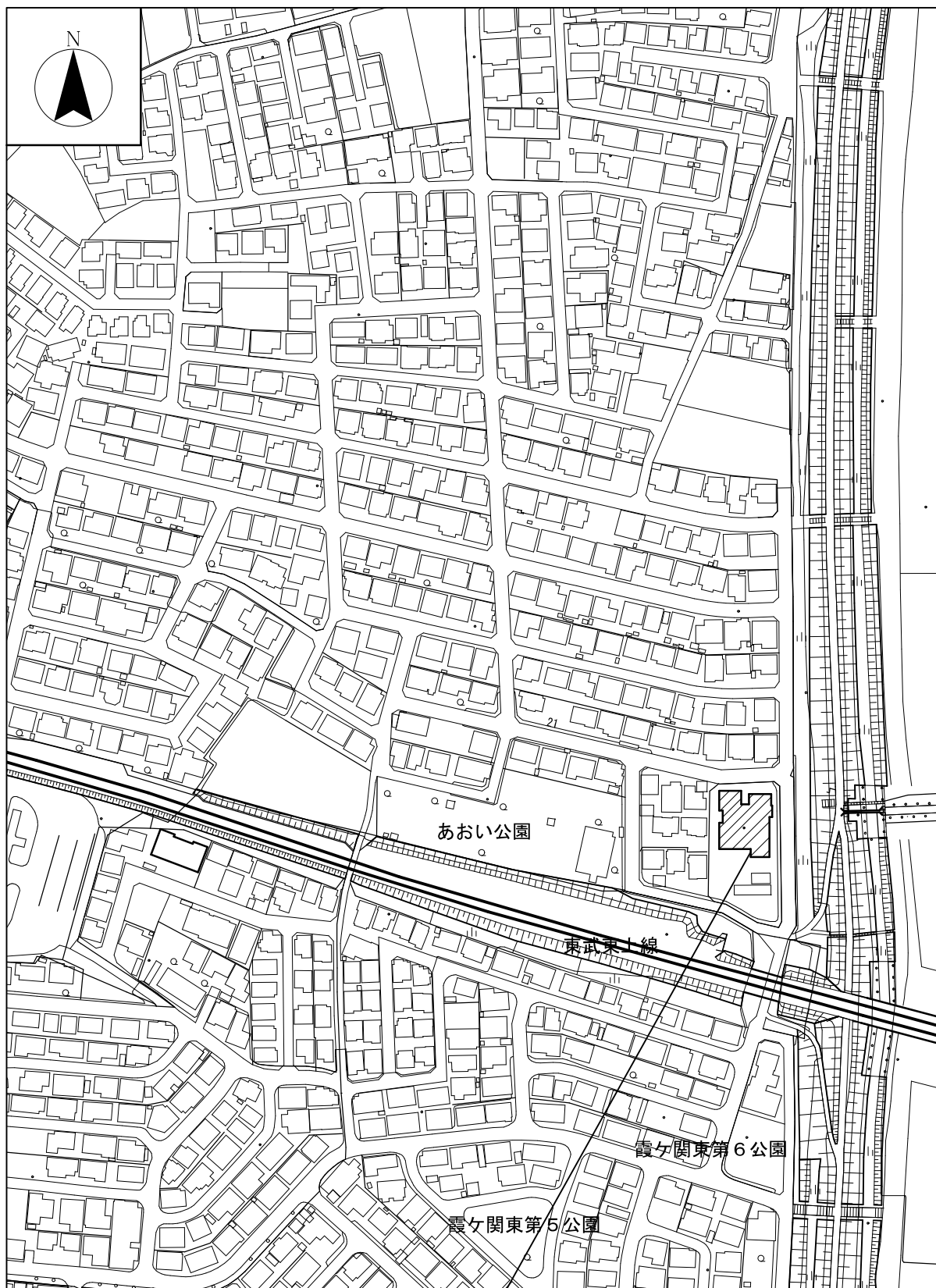


石原橋貯留施設
場所：川越市末広町2丁目8番4地先



弁天橋合流改善貯留施設
場所：川越市仙波町3丁目37番11地先

案内図



霞ヶ関第二雨水ポンプ場
川越市上戸新町37番地2

案内図



大塚新町雨水ポンプ場
場所：川越市大塚新町28番5

本 委 託 内 訳 表

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費					
ポンプ場等施設 汚泥清掃業務委託					
直接委託費	式	1			A-1第1号内訳書のとおり
共通仮設費	式	1			
純委託費					
現場管理費	式	1			
委託原価					
一般管理費等	式	1			
委託価格					
委託価格(1m ³ あたり)					
消費税等相当額	式	1			
本委託費計					

A - 1 第 1 号 内訳書

直接委託費

(1式)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吸泥車清掃工 強力吸引車4t使用	m ³	91.0			B-1第1号内訳書のとおり
吸泥車清掃工 特殊強力吸引車4t使用	m ³	9.0			B-1第2号内訳書のとおり
土砂処分工 強力吸引車4t使用 川越市指定の中間処分場	m ³	91.0			B-2第1号内訳書のとおり
土砂処分工 特殊強力吸引車4t使用 川越市指定の中間処分場	m ²	9.0			B-2第2号内訳書のとおり
計					

B - 1 第 1 号 内訳書

吸泥(強力吸引)車清掃工(φ1500mm以上)

(1m³当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 154kW 4t	日				C-1第1号内訳書のとおり
高圧洗浄車運転工 147kW 4t	日				C-2第1号内訳書のとおり
洗浄水	m ³				
計					
計/標準作業量					

B - 1 第 2 号 内訳書

吸泥(特殊強力吸引)車清掃工(φ1500mm以上)(1m³当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊強力吸引車運転工 154kW 4t	日				C-1第2号内訳書のとおり
高圧洗浄車運転工 147kW 4t	日				C-2第1号内訳書のとおり
洗浄水	m ³				
計					
計/標準作業量					

B - 2 第 1 号 内訳書

土砂処分工(強力吸引車4t使用)

(1m³当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 154kW 4t	hr				C-3第1号内訳書のとおり
計					

B - 2 第 2 号 内訳書

土砂処分工(特殊強力吸引車4t使用)

(1m³当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊強力吸引車運転工 154kW 4t	hr				C-3第2号内訳書のとおり
計					

C - 1 第 1 号 内訳書

強力吸引車運転工(4t使用)

(1日当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料 154kW 4t	hr				
計					

C - 1 第 2 号 内訳書

特殊強力吸引車運転工(4t使用)

(1日当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油	L				
清掃技師	人				
清掃作業員	人				
特殊運転手	人				
特殊強力吸引車損料 154kW 4t	hr				
計					

C - 2 第 1 号 内訳書

高压洗浄車運転工(4t使用)

(1日当り)

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油	L				
特殊運転手	人				
高压洗浄車損料 147kW 4t	hr				
計					

C - 3 第 1 号 内訳書

強力吸引車運転工(4t使用)

(1時間当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油	L				
特殊運転手	人				
強力吸引車損料 154kW 4t	hr				
計					

C - 3 第 2 号 内訳書

特殊強力吸引車運転工(4t使用)

(1時間当り)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油	L				
特殊運転手	人				
特殊強力吸引車損料 154kW 4t	hr				
計					

ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託（単価契約） 標準仕様書

第 1 章 総則

1 適用範囲

- （１） 本仕様書は、川越市上下水道局（以下「当局」という。）が管理するポンプ場等施設汚泥清掃作業（以下「作業」という。）に適用する。
- （２） 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- （３） 仕様書、特記仕様書及び設計図書等に疑義を生じたときは、発注者の指示または協議によるものとする。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 指示とは、当局の発議により発注者が、受注者に対し発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- （２） 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- （３） 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3 法令の遵守

- （１） 受注者は、作業を施行するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当局が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

①労働基準法	（昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規
②労働者災害補償保険法	（昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規
③消防法	（昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規
④建設業法	（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規
⑤建築基準法	（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規
⑥港湾法	（昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規
⑦毒物及び劇物取締法	（昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規
⑧道路法	（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
⑨下水道法	（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
⑩中小企業退職金共済法	（昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規
⑪道路交通法	（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
⑫河川法	（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規
⑬電気事業法	（昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規
⑭騒音規制法	（昭和 43 年法律第 98 号）及び同法関連法規

- ⑮廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法関連法規
 - ⑯水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び同法関連法規
 - ⑰酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）及び同法関連法規
 - ⑱労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び同法関連法規
 - ⑲振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び同法関連法規
 - ⑳環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規
 - ㉑埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）及び同法関連法規
- (2) 従事者に対する諸法令等の運用、適用は、受注者が費用を負担し責任をもって行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

4 手続き及び提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたのち作業に着手すること。
- ① 管理技術者等通知書
 - ② 委託業務実施計画書
 - ③ 委託業務計画書
 - ④ 緊急連絡届
 - ⑤ 産業廃棄物収集・運搬委託契約書
- ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号に基づき川越市上下水道局と契約する。
- (3) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。
- (4) 作業が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。
- ① 委託業務実施報告書（処分実績があった月の末日）
 - ② 作業の記録写真（処分実績があった月の末日）
 - ③ 報告書 一式（処分実績があった月の末日）
 - ④ 請求書（処分実績があった月の末日）
- (5) その他発注者が指示するものを随時提出すること。

5 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに作業の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、所定の業務に従事させること。
- (2) 受注者は、善良な作業員を選び、秩序正しい作業をなさしめ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (3) 受注者は、適正な作業の進捗を図り、十分な人数の作業員を配置すること。

6 地先住民等との協調

- (1) 受注者が、作業にあたり地先住民等と協議を必要とするとき、又は要望、交渉があったときは、遅滞なく発注者に申し出て指示を受け、誠意をもって協議し、その結果を速やかに報告すること。
- (2) 受注者は、いかなる理由であっても、地先住民等からこの作業について報酬等を受けてはならない。
- (3) 従事者等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うものとする。

7 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧をしなければならない。
- (2) 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

8 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した委託業務実施計画書に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の委託業務実施計画書と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 作業実施の都合上、休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について発注者の承諾を得ること。

9 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、委託業務実施報告書に添付して発注者に提出すること。

- (1) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (2) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (3) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版程度とすること。

第2章 安全管理

1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防対策要綱（平成5年建設省経建発1号）の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、委託業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3 労働災害の防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 沈砂池等に出入りし、または内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、発注者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理を努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本標準仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (3) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を発注者に提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、作業に当って、下水道施設またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、直ちに当局に届け出ること。

第3章 清掃作業

1 一般事項

- (1) 受注者は、委託業務計画書に作業順序等を定め、事前に発注者に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 受注者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法及び埼玉県公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受注者が発注者の指示に反して作業を続行した場合及び発注者が事故防止上危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業にあたり、道路その他工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2 清掃作業

(1) 委託業務計画書

受注者は、作業にあたり、事前に次の事項を記載した委託業務計画書を提出すること。

- ① 作業概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 作業計画（使用機器、作業方法、実施工程表等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他（監督員の指示する事項）

(2) 作業機材

作業に使用する機材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(3) 作業時間

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 洗浄水

洗浄に高圧洗浄車を使用した場合、その洗浄水は、次に記す臨時給水による場合を除き、受注者において適切に手配すること。

- ① 臨時給水については、臨時使用申請書及び臨時使用水計画書を川越市上下水道局給水サービス課に提出すること。臨時使用申請書は同課が指定する様式を用いること。

また、臨時使用水計画書の様式は任意であるが、翌月以降における1ヶ月分の予定を記入すること。なお、同計画書は末日までとし、同月内で分割しないこと。

- ② 受注者は、計画した臨時使用水量に対する料金を川越市上下水道局に前納すること。給水場所は、川越市上下水道局(川越市三久保町20-10)に併設する立上式消火栓とする。

- ③ 給水には、受注者から給水サービス課への連絡に基づき、同課の職員が立会う。連絡の時刻及び立会いの時刻については、業務時間内とする。

また、給水当日の連絡により立会いを行うが、業務開始時刻直後の立会いについては、立会い前日の16:00までに受注者は給水サービス課に連絡すること。

- ④ 雨天等により計画を変更する場合、受注者は給水サービス課に連絡すること。
- ⑤ 計画の変更等で予定給水量に達しない場合、翌月以降に給水することができる。
- ⑥ 給水量が計画水量より増加した場合、受注者は増加した給水量相当の追加料金を支払うこと。

(5) 汚泥の流下防止

作業にあたっては、ポンプ井に極力汚泥を流出させてはならない。

著しくポンプ井に流出させた場合は、その流出汚泥を取り除くこと。

(6) 汚泥の運搬

- ① 水分の多い汚泥については、水切り等の処置をし、途中漏落しないような措置をとること。
- ② 運搬車の使用に当たっては、汚泥の流出、飛散及び悪臭のおそれのない構造の車を使用すること。

(7) 汚泥の処分

- ① 本委託により収集した汚泥は川越市上下水道局が別途契約している中間処分場に搬入すること。
- ② マニフェストは発注者と協議し適切に処理すること。

(8) 異状時の処置

清掃作業が困難な状態になったときは、直ちに発注者に報告し指示を受けること。この場合、上下流から調査するなど調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

第4章 その他

1 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、発注者の検査をもって完了とする。

2 検査

(1) 受注者は、検査に立会うこと。

(2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、報告書等）を、発注者の指示に従い、清掃実績があった月ごとに提出すること。

3 その他

(1) 作業において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。

(2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業の遂行上、当然必要な事項については、受注者の負担において処理すること。

(3) 特に定めのない事項については、速やかに発注者に報告し、指示を受けて処理すること。

ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託（単価契約） 特記仕様書

1. 目的

本委託は、川越市内のポンプ場に汚泥が堆積しており、設置してある機器の運転に支障を来す恐れがあるため清掃するものである。

2. 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は「ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託」に適用する。
- (2) 本特記仕様書及び標準仕様書に疑義が生じた場合は、川越市上下水道局（以下、「当局」という。）と受注者との協議により決定する。

3. 委託場所

川越市内

4. 委託内容

川越市内のポンプ場の汚泥を清掃し、川越市指定の処分場所まで運搬を行う作業である。

5. 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

6. 汚泥の運搬先

事業所の名称：大丸商事株式会社

所在地：埼玉県狭山市広瀬台二丁目12番13

処分の方法：脱水処理（多重円盤型）、脱水処理（スクリーンプレス型）

施設の処理能力：62.00m³/日(20時間)、141.29m³/日(20.5時間)

7. 処分業者の事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：埼玉県

許可の有効期限：令和9年6月11日

事業の範囲：中間処分業（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ）

許可の条件：中間処理及び処理に伴う保管は、許可証「2. 事業の用に供するすべての施設」に掲げる施設及び場所で行うこと。

許可番号：01120000550

8. 産業廃棄物としての取扱い

汚泥は産業廃棄物として適正に取扱うこと。

委託する産業廃棄物の種類、実施予定箇所、予定数量

種類：汚泥（下水道汚泥）

実施予定箇所：（１）石原橋貯留施設

川越市末広町２丁目８番４地先

（２）弁天橋合流改善貯留施設

川越市仙波町３丁目３７番１１地先

（３）霞ヶ関第二雨水ポンプ場

川越市上戸新町３７番地２

（４）大塚新町雨水ポンプ場

川越市大塚新町２８番５

予定数量：１００ｍ^３程度

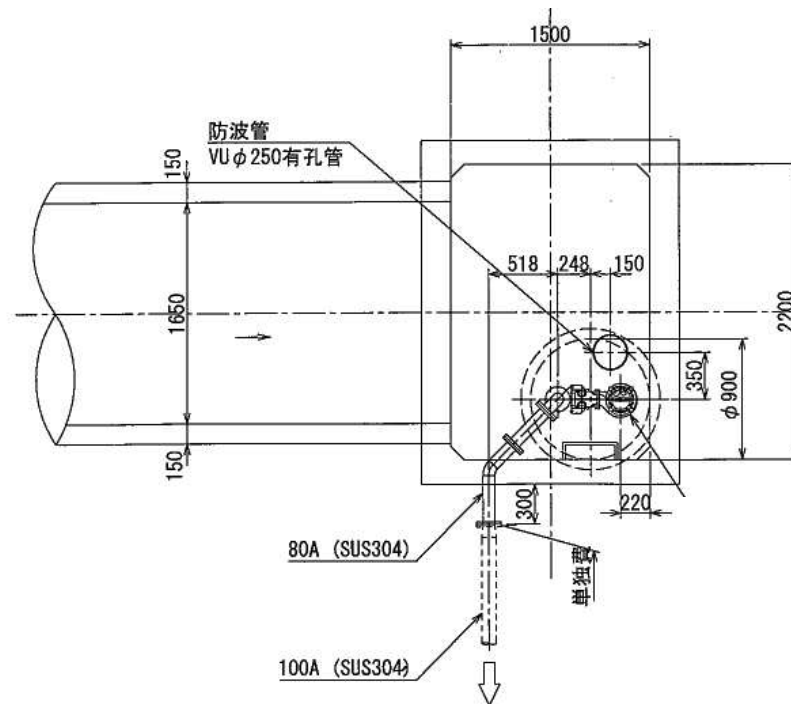
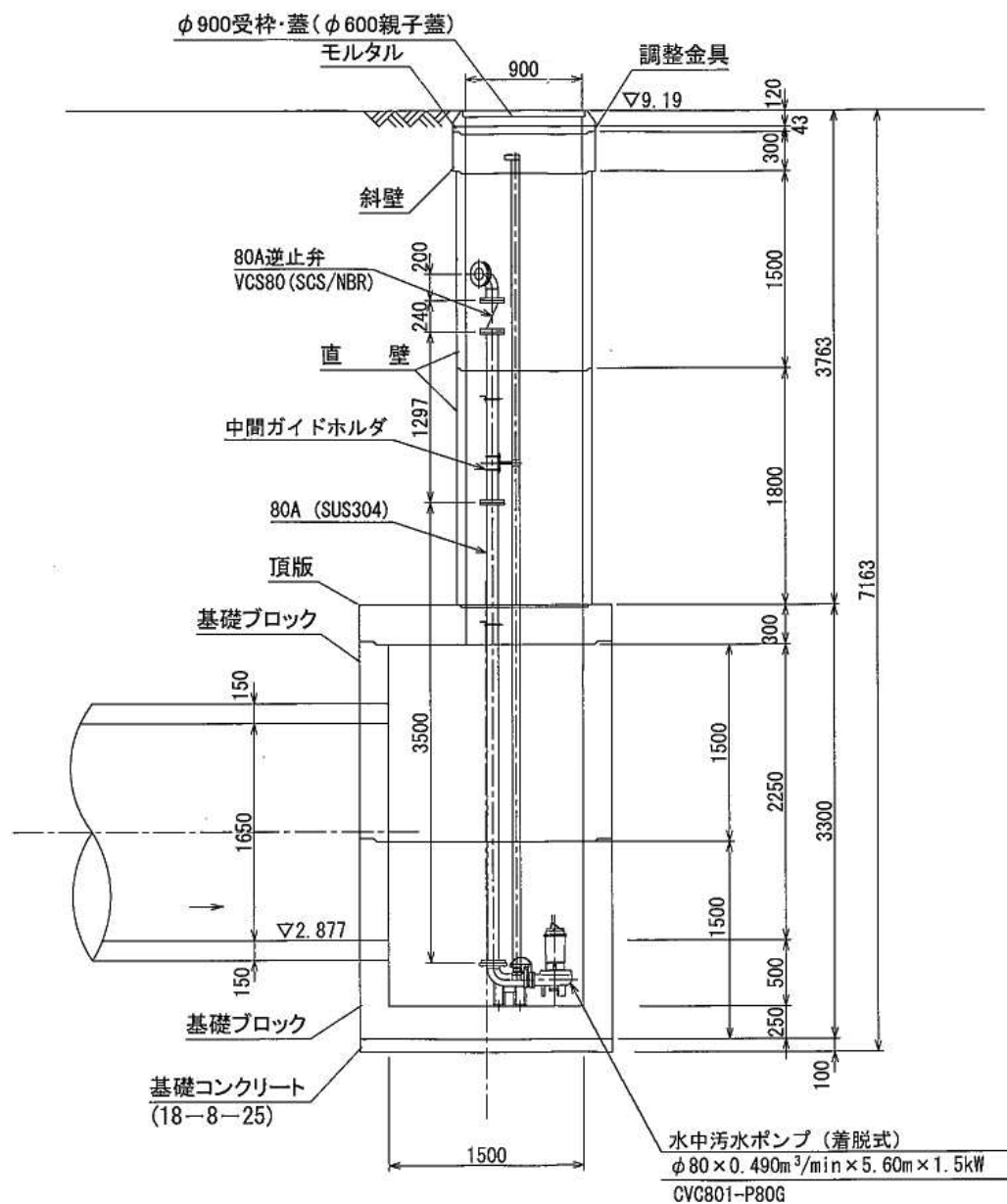
なお、上記実施予定箇所と予定数量はあくまで予定であり、清掃時の汚泥の堆積状況により変更となる場合がある。

9. 安全対策

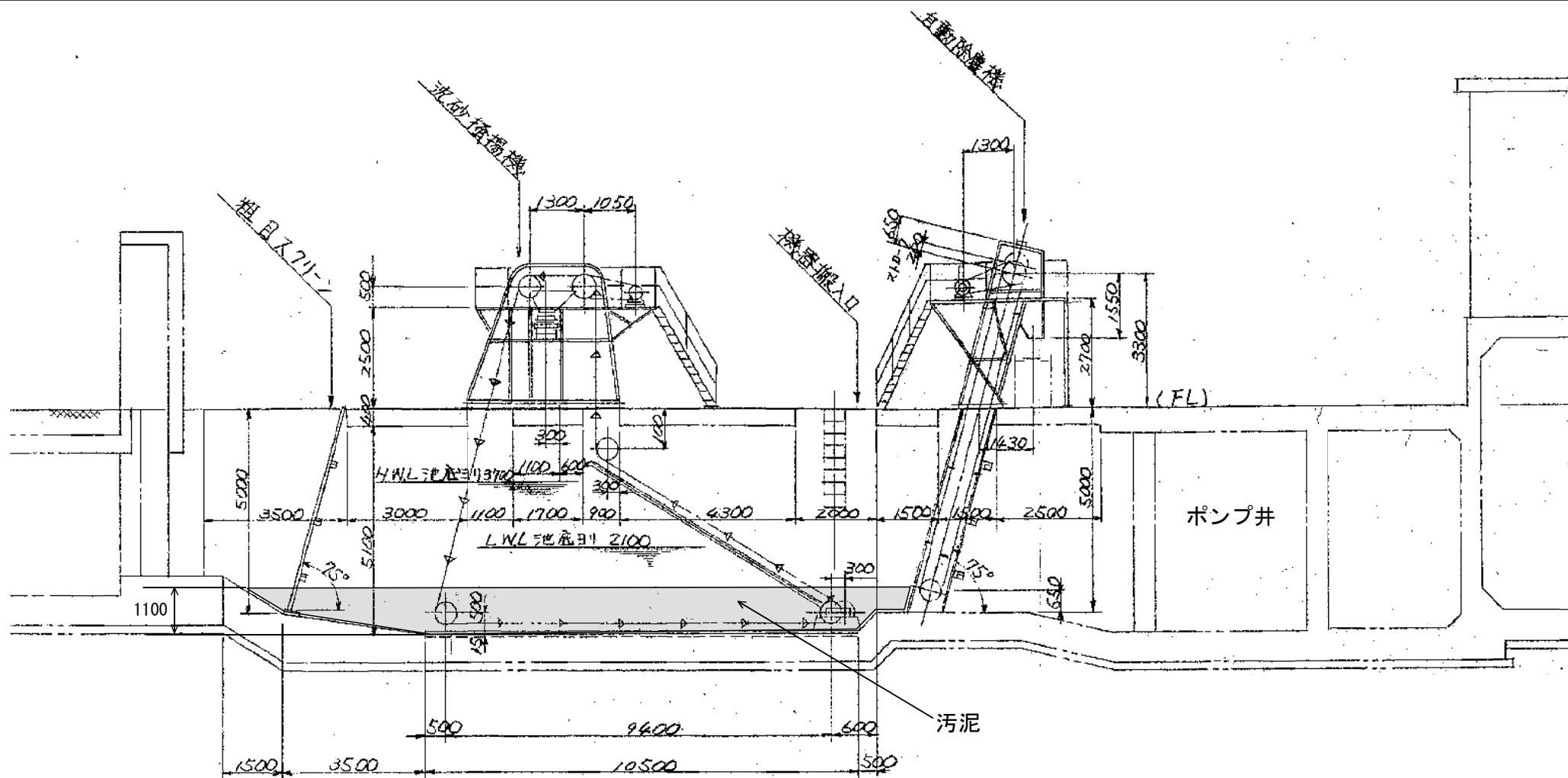
受注者は、現場に交通誘導警備員を配置し、安全対策すること。交通誘導警備員の基本的な配置計画は、１日あたり２人以上を配置する。

10. 入札執行時の注意

入札書に記載する単価は委託価格１ｍ^３当りの単価（税抜き）とし、整数で記載すること。

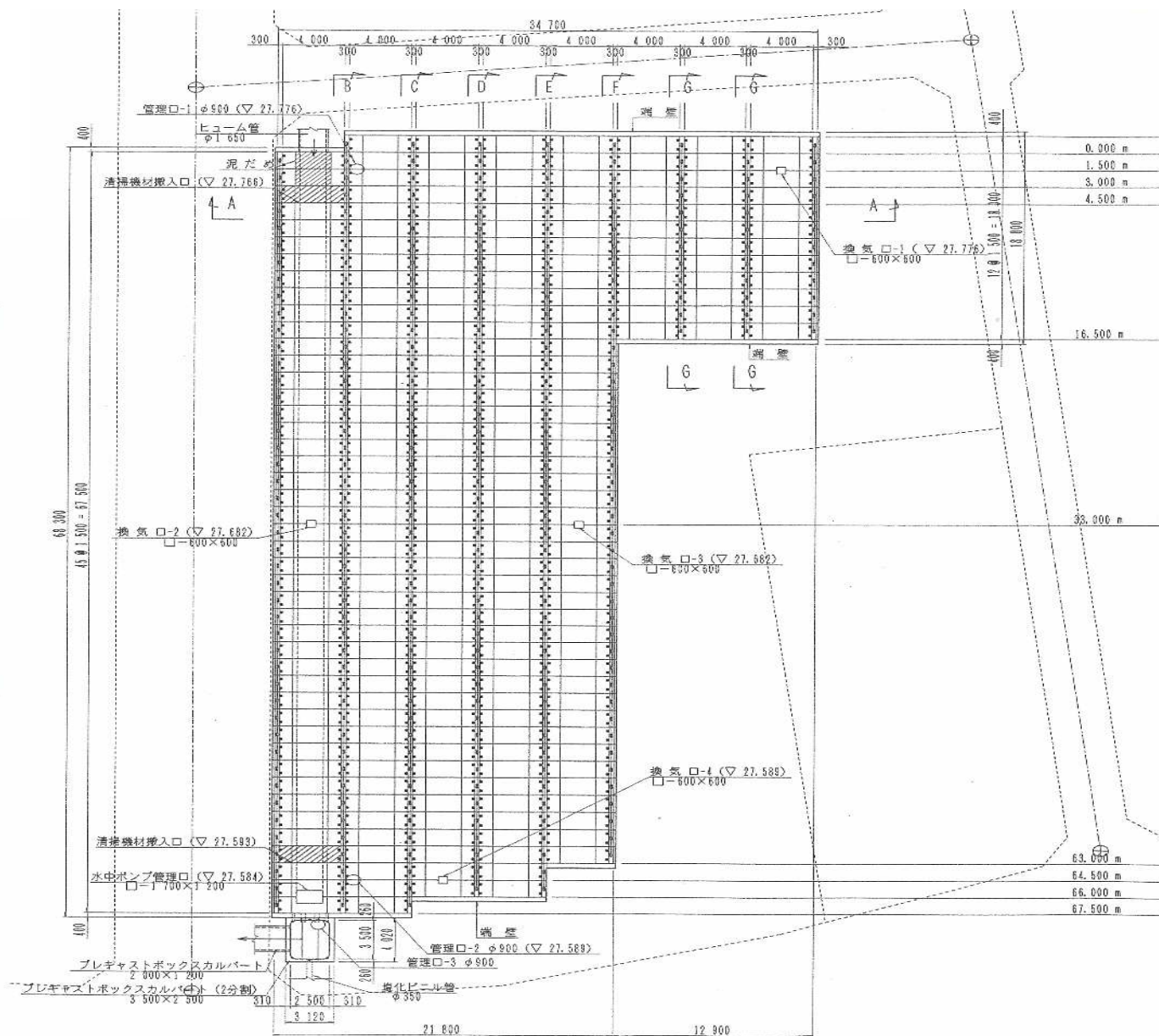


委託名	ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託(単価契約)			
図面名称	弁天橋合流改善貯留施設 (参考図)			
縮尺	—	単位	mm	図面番号
				2
川越市上下水道管理センター				



沈砂池幅:3000mm

委託名	ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託(単価契約)				
図面名称	霞ヶ関第二雨水ポンプ場(参考図)				
縮尺	—	単位	mm	図面番号	3 / 4
川越市上下水道管理センター					



委託名	ポンプ場等施設汚泥清掃業務委託(単価契約)			
図面名称	大塚新町雨水ポンプ場(参考図)			
縮尺	—	単位	mm	図面番号 4 / 4
川越市上下水道管理センター				